

平成 23 年 8 月 8 日

各 位

三菱UFJ信託銀行株式会社

本邦初、うけとりあんしんしんたく新商品「受取安心信託」の販売開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 おかうち きんや 岡内 欣也）では、相続発生時に、残されたご家族等の不安解決ニーズにお応えする新たな信託商品「受取安心信託」を開発し、本日より、販売を開始しましたので、お知らせいたします。

「受取安心信託」は、相続発生時に、残されたご家族等がすぐに必要となるご資金、例えば葬儀費用や当面の生活費などを、あらかじめお客さまにご指定いただくお受取人に、速やかにお受け取りいただける、本邦初めての金融商品です。

1. お客さまのニーズ

通常、相続が発生すると、お客さま（被相続人）からお預かりしたご預金・信託財産についてはお引き出し等を停止させていただき、相続人全員のご了解を得られたことが確認できた時点で、お支払いや名義変更をさせていただくことになります。また、当該手続には戸籍謄本や相続人全員の印鑑証明書等のご提出が必要となるなど、お手続き完了までには相応の時間がかかります。

こうした事情から、相続発生直後に必要となる急ぎのご資金に関して、残されたご家族等に不便をかけることのないよう、あらかじめ生前に準備しておきたいというお客さまのニーズにお応えする商品として、今回「受取安心信託」を開発したものです。

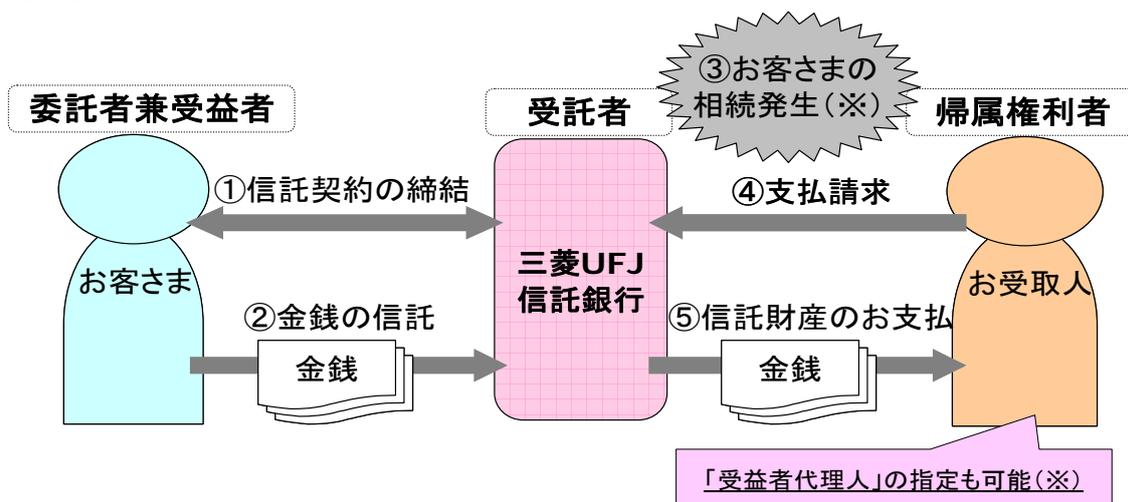
2. 商品概要 【「受取安心信託」（うけとりあんしんしんたく）】

販売対象	個人のお客さま
信託金額	50万円以上500万円以下(1円単位)
信託期間	5年。但し、特段のお申し出がなければ期間は延長され、以後も同様の取扱い。
信託の仕組み	お客さま(委託者)から当社(受託者)に信託いただいた財産を、お客さまの死亡後、あらかじめお客さまにご指定いただいたお受取人(帰属権利者)のご請求に従い、一定の必要書類を確認の上、そのお受取人にお支払いします。
信託報酬 (消費税込み)	(設定時報酬) 28,350円 (運用報酬) 3月・9月の各25日および信託財産交付日の前日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額)等を指し引いた額
運用方法	金銭信託5年ものによる合同運用(元本保証・預金保険制度対象)

三菱UFJ信託銀行では、今後も信託の機能を活かした商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以 上

【ご参考：スキーム図】



(※) お客さまの相続発生前でも、お客さまがご病気などで入院し、ご来店いただけない場合に、あらかじめご指定頂く「受益者代理人」からのご請求により、お客さまの入院・治療費を当該信託財産からお支払いいただくことができます。(無料で選択できます)